

令和 2 年 4 月 3 0 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地  
北海道電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 藪下 裕己

「電気事業法第 1 0 6 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について」  
に対する報告について

本年 4 月 2 1 日付「電気事業法第 1 0 6 条第 3 項の規定に基づく報告徴収について (20200417 資第 24 号)」により求めのありました事項につきまして、添付のとおり報告いたします。

以 上

貴省からの本年4月21日付「電気事業法第106条第3項の規定に基づく報告徴収について(20200417資第24号)」(以下、「本件報告徴収文書」といいます。)により求めのありました報告事項につきまして、下記のとおり報告いたします。

【報告事項1】

- ・役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について
- ※現役の役員及び過去10年間の役員経験者並びに工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
- ※内部通報窓口等の過去10年間の記録についても調査を行い、その結果を記載すること。

【報告事項2】

- ・電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について
- ※現役の会長及び社長並びに過去10年間の会長及び社長経験者に対して、聴取又は書面・電子メールを活用した方法によって調査を行い、その方法及び結果を記載すること。
- ※報酬規程、過去10年間の役員報酬に関する記録その他の資料についても調査を行い、その結果を記載すること。

記

1. 役職員による金品受領の有無及び不適切な工事発注・契約の有無について

(1) 役職員による金品受領の有無について

役職員による金品受領の有無については、次のとおり、聞き取り調査および過去10年間の内部通報窓口対応記録の調査を実施した結果、関西電力に類似する事案は確認されなかった。

a. 聞き取り調査

(a) 調査の実施主体

コンプライアンス部門(流通総務部、北海道電力株式会社総務部企業行動室)

(b) 対象期間

過去10年間(2010年4月以降)

(c) 調査期間

2019年9月30日～2020年4月27日

(d) 対象者

ア. 役職

(ア) 本件報告徴収文書に基づき調査した対象者

①	現役役員
②	過去10年間の役員（上席・常務執行役員を含む）経験者
③	工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者

※①、②および③の全ての対象者の調査結果については、北海道電力（株）からも報告する。

(イ) 上記（ア）以外に当社が独自に調査していた対象者

④	現役執行役員
⑤	現役本店部室長

※④の全ての対象者および⑤の一部の対象者の調査結果については、北海道電力（株）からも報告する。

イ. 部門

全部門

ウ. 人数

対象者数：109名（対象者が下表の①～⑤の複数に該当する場合であっても1名として算出）

回答者数：107名（下表の②および③の未回答者2名は、いずれも当社の退職者であり入院中のため調査不可）

回答率：98.1%

<内訳>

役 職		対象者数	回答者数
①	現役役員	5名	5名
②	過去10年間の役員（上席・常務執行役員を含む）経験者	4名	3名
③	工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者	93名	92名
小 計		102名	100名
④	現役執行役員	2名	2名
⑤	現役本店部室長	5名	5名
小 計		7名	7名
合 計		109名	107名

(e) 調査の方法および結果

対象者に対し面談、電話またはメールにより、自治体関係者や取引先などから、関西電力事例のような儀礼的な範囲を超える高額な金品を受領した事実があるか否かを質問した。その結果、いずれも「ない」との回答であり、関西電力に類似する事案は確認されなかった。

b. 過去10年間の内部通報窓口対応記録の調査

(a) 調査期間

2020年3月25日～4月27日

(b) 調査の方法および結果

北海道電力株式会社総務部企業行動室コンプライアンス担当が過去10年間の内部通報192件の対応記録を調査した。その結果、問題となる事実はなく、関西電力に類似する事案は確認されなかった。

(2) 不適切な工事発注・契約の有無について

役職員による不適切な工事発注・契約の有無については、次のとおり、聞き取り調査、過去10年間の内部通報窓口対応記録の調査および契約実績調査を実施した結果、関西電力に類似する事案は確認されなかった。

a. 聞き取り調査

(a) 調査の実施主体

コンプライアンス部門(流通総務部、北海道電力株式会社総務部企業行動室)

(b) 対象期間

過去10年間(2010年4月以降)

(c) 調査期間

2019年9月30日～2020年4月27日

(d) 対象者

ア. 役職

(ア) 本件報告徴収文書に基づき調査した対象者

①	現役役員
②	過去10年間の役員(上席・常務執行役員を含む)経験者
③	工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者

※①、②および③の全ての対象者の調査結果については、北海道電力(株)からも報告する。

(イ) 上記(ア)以外に当社が独自に調査していた対象者

④	現役執行役員
⑤	現役本店部室長

※④の全ての対象者および⑤の一部の対象者の調査結果については、北海道電力(株)からも報告する。

イ. 部門  
全部門

ウ. 人数

対象者数：109名（対象者が下表の①～⑤の複数に該当する場合であっても1名として算出）

回答者数：107名（下表の②および③の未回答者2名は、いずれも当社の退職者であり入院中のため調査不可）

回答率：98.1%

<内訳>

役 職		対象者数	回答者数
①	現役役員	5名	5名
②	過去10年間の役員（上席・常務執行役員を含む）経験者	4名	3名
③	工事発注・契約に係る実質的な権限を有する役職員及び過去10年間の当該役職員経験者	93名	92名
小 計		102名	100名
④	現役執行役員	2名	2名
⑤	現役本店部室長	5名	5名
小 計		7名	7名
合 計		109名	107名

エ. 「実質的な権限を有する」の考え方

以下の者を対象者とした。

- ・2010年4月以降に、資材部門において工事発注等の権限を有する役職および工事発注等に関与することができる役職にあった者（退職者を含む）。なお、役職者としては、部長、グループリーダー、副長などである。
- ・2010年4月以降に、工事発注等の権限が配分されていた事業所において当該権限を有する役職にあった者（退職者を含む）。なお、役職者としては、支店長、営業部長、グループリーダー、副長、所長、次長などである。

(e) 調査の方法および結果

対象者に対し面談、電話またはメールにより、次の質問をした。その結果、いずれも「ない」との回答であり、関西電力に類似する事案は確認されなかった。

- ・当社が計画している工事の概算額等を工事関係者へ情報提供した事実があるか。

- ・当社が計画している個別工事の予算金額を伝えて当該工事を発注することを工事関係者へ事前に約束し、実際に約束に従って工事を発注していた事実はあるか。

b. 過去10年間の内部通報窓口対応記録の調査

(a) 調査期間

2020年3月25日～4月27日

(b) 調査の方法および結果

北海道電力株式会社総務部企業行動室コンプライアンス担当が過去10年間の内部通報192件の対応記録を調査した。その結果、問題となる事実はなく、関西電力に類似する事案は確認されなかった。

2. 電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無について

電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填の有無については、次のとおり、聞き取り調査および報酬に関する書類の確認による調査を実施した結果、関西電力に類似する事案は確認されなかった。

a. 聞き取り調査

(a) 調査の実施主体

コンプライアンス部門（北海道電力株式会社コンプライアンス担当役員・総務部企業行動室）

(b) 対象期間

過去10年（2010年4月以降）

(c) 調査期間

2019年9月30日～2020年4月27日

(d) 対象者

北海道電力株式会社の現役の会長および社長ならびに過去10年間の会長および社長経験者の5名

(e) 調査の方法および結果

対象者に対し面談または電話により、会長または社長在任中に、電気料金値上げ時にカットされた役員報酬に対する補填を行った事実があるか否かを質問した。その結果、いずれも「ない」との回答であり、関西電力に類似する事案は確認されなかった。

b. 報酬に関する書類の確認による調査

(a) 調査実施日

2020年4月23日

(b) 調査の方法および結果

報酬に関する承認書および報酬自主返上に関する資料について、北海道電力株式会社総務部企業行動室長が、資料を保管している秘書室に資料提出を求め、当該資料を閲覧調査した。その結果、問題となる事実はなく、関西電力に類似する事案は確認されなかった。

以上